

高円宮杯 JFA U-18 サッカーリーグ

2021 岩手 i.LEAGUE

〔Season-19〕

REGULATION



PRINCE TAKAMADO TROPHY
JFA U-18 FOOTBALL LEAGUE 2021
IWATE

本実施要項は、i.LEAGUE(U18)実施に関し定めるものであり、本リーグ戦の試合(以下「試合」という)運営はすべてこの要項に定めるところによる。

公益社団法人岩手県サッカー協会 2 種委員会



iwate football U18

i.LEAGUE U18 理念

(5 i.word)

innovation (いわての革新・新機軸を創造する)

instruction (リーグは人の教育・教授の場)

imagination (想像・創造力こそ成長の種)

identity (選手もリーグも個性を発揮)

IHATOV (サッカーで理想郷を建設せよ)

1. 主 催：公益社団法人岩手県サッカー協会
2. 後 援：(公財)日本サッカー協会、(公財)岩手県体育協会
岩手県教育委員会、岩手県高等学校体育連盟
盛岡市、遠野市、花巻市、奥州市、北上市、大船渡市、一関市、陸前高田市、八幡平市
久慈市、釜石市、宮古市、滝沢市、岩手町、紫波町、葛巻町、軽米町、大槌町、山田町
金ケ崎町、(株)岩手日報社、河北新報社盛岡総局、盛岡タイムス社、岩手日日新聞社
胆江日日新聞社、IBC岩手放送、テレビ岩手、めんこいテレビ、岩手朝日テレビ
NHK 盛岡放送局
3. 主 管：i.LEAGUE U-18 実行委員会、(公社)岩手県サッカー協会 2 種委員会
4. 会 期：2021 年 4 月第 2 土曜日～10 月第 1 日曜日
5. 協 賛：(株)モルテン
6. 事業パートナー：

目次

第 1 条〔i.LEAGUE の開催趣旨〕	3
第 2 条〔i.LEAGUE の位置づけ〕	3
第 3 条〔実行委員会〕	4
第 4 条〔実行委員会の権限〕	4
第 5 条〔実行本部〕	4
第 6 条〔リーグプロデューサー〕	5
第 7 条〔リーグプロデューサーの権限〕	5
第 8 条〔リーグコミッショナー〕	5
第 9 条〔リーグコミッショナーの権限〕	5
第 10 条〔参加するチームの資格要件〕	6
第 11 条〔チームの出場における遵守義務〕	6
第 12 条〔参加チームの編成形態〕	6
第 13 条〔複数チーム編成におけるチームレベル〕	7
第 14 条〔参加申請の届出義務〕	7
第 15 条〔役職員等の禁止事項〕	7
第 16 条〔退会〕	7
第 17 条〔名称および所属エリア〕	8
第 18 条〔所属 DIVISION〕	8
第 19 条〔所属 DIVISION の入れ替え〕	9
第 20 条〔協会の登録に関する規定の遵守〕	10
第 21 条〔参加選手の出場資格〕	10
第 22 条〔選手等の i.LEAGUE 登録〕	10
第 23 条〔選手の i.LEAGUE 登録における二重登録の制限〕	11
第 24 条〔競争性確保のためのウィンドー（登録期間）設定の原則〕	11
第 25 条〔追加登録の定義〕	11
第 26 条〔追加登録の制限および手続き〕	11
第 27 条〔チーム移籍の定義〕	12
第 28 条〔チーム移籍の降格制限および手続き〕	12
第 29 条〔猶予期間における登録外選手のエントリー出場〕	13
第 30 条〔競技場の確保と維持〕	14
第 31 条〔競技場〕	14
第 32 条〔競技本部〕	14
第 33 条〔競技場付帯設備〕	15
第 34 条〔ベンチとテクニカルエリア〕	15
第 35 条〔医事運営〕	15
第 36 条〔競技場における告知等〕	15
第 37 条〔悪天候の場合のピッチ整備の義務〕	15
第 38 条〔リーグ構成〕	16
第 39 条〔大会方式〕	16
第 40 条〔試合の主催および主管等〕	16
第 41 条〔競技規則〕	17

第 42 条〔試合エントリー選手の人数〕	17
第 43 条〔外国籍選手〕	17
第 44 条〔選手の交代〕	17
第 45 条〔ユニフォーム〕	17
第 46 条〔フィールド内のチーム要員〕	18
第 47 条〔テクニカルエリアの使用〕	18
第 48 条〔試合の勝敗の決定〕	18
第 49 条〔年間順位の決定〕	18
第 50 条〔審判員〕	19
第 51 条〔試合球〕	19
第 52 条〔主管チームの責任〕	19
第 53 条〔リーグ戦の開催期間〕	20
第 54 条〔リーグ戦の日程〕	20
第 55 条〔試合日程の遵守〕	20
第 56 条〔試合の日時または場所の事前変更〕	20
第 57 条〔特別の事情による変更〕	20
第 58 条〔主管責任者〕	21
第 59 条〔試合当日における延期を含む中止および中断の決定〕	21
第 60 条〔競技場への到着〕	21
第 61 条〔キックオフ時刻等の厳守〕	21
第 62 条〔敗戦とみなされる場合〕	21
第 63 条〔メンバー提出〕	22
第 64 条〔主管チームの確認事項〕	22
第 65 条〔不可抗力による開催不能または中断〕	22
第 66 条〔開催不能または中止となった試合の記録〕	22
第 67 条〔補助係員〕	23
第 68 条〔マスコミおよび一般観客対応〕	23
第 69 条〔公式記録〕	23
第 70 条〔試合結果速報と運営報告〕	23
第 71 条〔主管チームの仮払い負担による試合運営の原則〕	24
第 72 条〔試合開催および本リーグ会計等〕	24
第 73 条〔日当〕	24
第 74 条〔旅費〕	25
第 75 条〔参加料〕	25
第 76 条〔退場処分〕	26
第 77 条〔警告・退場による出場停止処分等〕	26
第 78 条〔表彰〕	27
第 79 条〔不可抗力による試合中止等の場合の費用の負担〕	27
第 80 条〔帰責事由あるチームの費用の補償〕	27
第 81 条〔公衆送信権〕	28
第 82 条〔遠征費用〕	28
付則〔適用範囲〕	28

第1節 総則

第1条 [i.LEAGUE の開催趣旨]

公益社団法人岩手県サッカー協会は、岩手県さらには日本サッカーの将来を担うユース(18歳以下)年代選手達のサッカー技術の向上と健全な心身の育成を図るため、「プレーヤーズ・ファースト」という視点に立った、「常にレベルの拮抗した質の高い試合環境」・「長期間を通じて行われる定期的な M-T-M メソッドに基づいたリーグ戦」を整備し、スポーツ文化の定着と発展を目的として、第2種加盟チームのすべてが参加できる大会として実施する。

第2条 [i.LEAGUE の位置づけ]

(財)日本サッカー協会(JFA)が推進しているプレジデント・ミッション「M8!リーグ戦の推進と競技会の整備・充実支援制度(リーグ戦)」を受け、「i.LEAGUE U-18」は、年間を通じた理想的なリーグ戦として構築する。さらに、地方にいる可能性を秘めた多くの選手により良いゲーム環境を提供するために、県内登録全チームの参加を目標としており、JFA「2005年宣言」の実現に向け重要な要素となる「リーグ戦文化」の醸成を図りながら、岩手県 U-18 年代の基軸となる大会として位置づけるものである。

第2節 組織

第3条〔実行委員会〕

- ① 実行委員会は公益社団法人岩手県サッカー協会(以下、協会という)会長、専務理事、2種委員長以下2種委員会常任委員および各チーム選出の実行委員若干名をもって構成する。
- ② 実行委員長は協会長とする。

第4条〔実行委員会の権限〕

実行委員会は、iLEAGUEの運営に関する次の権限を行使する。

- (ア) リーグ運営の基本方針
- (イ) 実行本部および実行本部内の役職
- (ウ) 実施要項の制定
- (エ) その他、本リーグ戦の開催・運営に関する事項

第5条〔実行本部〕

- ① 本リーグ戦の事業遂行のため、実行委員会の議決に基づき実行本部を置く
- ② 実行本部は、実行本部長(以下「リーグプロデューサー」という)がこれを招集し、統括する。
- ③ 実行本部の組織、権限および運営に関する規定は実行委員会が定める
- ④ 実行本部所在地は協会事務局に置く
 - (ア) 所在地住所 : 028-3318 岩手県紫波郡紫波町紫波中央駅前2丁目1-1
岩手県フットボールセンタークラブハウス内
(公社)岩手県サッカー協会事務局
 - (イ) TEL/Fax : 019-681-8010 / 019-681-8012
 - (ウ) 名称 : iLEAGUE 実行本部
 - (エ) E-mail : i-league@fa-iwate.com

第 6 条〔リーグプロデューサー〕

- ① リーグプロデューサーは、本リーグ戦全体に係る事業遂行のための業務を管理統括する。
- ② リーグプロデューサーは、次の職務を遂行する。
 - (ア) 基本理念・基本構想・基本計画の作成
 - (イ) 関係官庁、自治体等へのアプローチ
 - (ウ) チーム公募および参加可否決定のための諸作業
 - (エ) 実施運営のための、ディレクターおよび実行本部スタッフの選定、分担
 - (オ) 協力・協賛会社の決定
 - (カ) 予算の管理とチェック
 - (キ) 全体の試合遂行管理とチェック
 - (ク) 効果測定のためのアセスメント作業と報告

第 7 条〔リーグプロデューサーの権限〕

- リーグプロデューサーは、本リーグ戦の運営に関する次の権限を行使する。
- (ア) 本リーグ戦全体の効果を確保するための本リーグ戦所属の団体および個人に対する指導
 - (イ) 本リーグ戦の実施運営にあたっての問題解決に関する最終決定
 - (ウ) 実行本部の招集および主宰
 - (エ) その他、実行委員長より移譲された事項

第 8 条〔リーグコミッショナー〕

- ① DIVISION: I から DIVISION: III の各リーグに 1 名ずつリーグコミッショナーをおく。
- ② リーグコミッショナーは各リーグを代表するとともに、当該リーグの業務を管理統括する。

第 9 条〔リーグコミッショナーの権限〕

- リーグコミッショナーは、各リーグの運営に関する次の権限を行使し、その責任を有する。
- (ア) 各リーグの日程・会場・審判および主管割当等の決定
 - (イ) 前項の変更等に関わる承認
 - (ウ) 試合結果の記録および報道内容に関する事項
 - (エ) 当該リーグの所属チームの招集および主宰
 - (オ) その他、実行本部長より移譲された事項

第3節 チーム

第10条〔参加するチームの資格要件〕

本リーグ戦へ出場できるチームの要件は下記のとおりとする。

- (ア) 2021年度(財)日本サッカー協会に2種登録されるチームであること。
- (イ) 公益社団法人岩手県サッカー協会の目的および永年にわたる活動を理解し、それを尊重すること。
- (ウ) DIVISION: I に所属するチームにあつては各連盟の大会出場が認められ、「高円宮杯 JFA U-18 サッカープリンスリーグ東北」への出場条件が満たされていること。

第11条〔チームの出場における遵守義務〕

本リーグ戦へ出場するチームは下記の事項を遵守する義務を負う。

- (ア) 本要項を遵守し、大会申し合わせ事項に従うとともに、大会の円滑な運営に協力すること。
- (イ) 大会参加に際しては、責任あるチーム関係者が引率するとともに、万一の事故の発生に備えて傷害保険に加入しておくなど、万全の事故対策を講じておくこと。
- (ウ) 大会開催に要する経費については、応分の負担をすること。

第12条〔参加チームの編成形態〕

① 本リーグ戦へ出場できるチーム編成の形態は次の3種類とする。

- (ア) 〔単独チーム〕
：協会登録団体内の全選手で構成されるチーム
- (イ) 〔複数チーム〕 ※チーム名に2nd/3rdを標記
：協会登録団体内で登録選手を複数チームに分けて編成された各チーム
- (ウ) 〔合同チーム〕
：人数不足の協会登録チームが合同で編成(※1)されるか、人数が充足している協会登録チームと人数不足の協会登録チームで編成されたチーム
※1:3チーム以上も可
※合同チームを編成する際、シーズンを通して存続するチーム編成とする

② 出場する各チームの登録人数には上限を設定しない。

第 13 条〔複数チーム編成におけるチームレベル〕

複数チームを編成する場合は、次のとおりレベル別に選手を分けてチーム編成し登録しなければならない。

- (ア) 1stチームとは登録選手のうち、その時点における最強のメンバーをもって構成されるチームとする。
- (イ) 2ndチームとは登録選手のうち、1stチーム登録選手外でかつ1stチーム以下レベルの選手をもって構成されるチームとする。
- (ウ) 3rdチームとは登録選手のうち、1st・2ndチーム登録選手外でかつ1st・2ndチーム以下レベルの選手をもって構成されるチームとする。
- (エ) 複数チームとは本リーグの上位リーグであるプリンスリーグ、プレミアリーグに所属するチームも含む。

第 14 条〔参加申請の届出義務〕

- ① 本リーグ戦へ参加する全てのチームは、実行委員会の定める日(2021年2月28日)までに、実行委員長に対し所定の参加申請書を提出しなければならない。【チームエントリー申請書】

第 15 条〔役職員等の禁止事項〕

- ① チームの役員または職員は、他のチームの役員または職員を兼務することができない。ただし、本項は同一協会登録団内での複数チームには適用しない。
- ② チームに所属する選手、監督、コーチおよび役員その他の関係者は、公の場において、協会(審判を含む)、i. LEAGUEまたは自他の出場チームを中傷または誹謗してはならない。
- ③ 監督、コーチおよび役員その他の関係者は、職務の遂行を通じて知り得た協会、i. LEAGUEまたは出場チームの秘密ないし内部事情を、第三者に開示または漏洩してはならない。

第 16 条〔退会〕

- ① チームが退会しようとする場合は、実行委員会の承認を得なければならない。やむを得ずシーズン途中で退会しようとする場合は、直ちにリーグコミッショナーに通知し、改めて文書にて理由書を実行委員長に提出しなければならない。
- ② シーズン途中で退会したチームについて、同チームが関係する全ての試合結果を抹消する。
- ③ シーズン途中で退会したチームが次年度のシーズンに本リーグへ参加申請した場合、新規参加扱いとして、ディヴィジョン3のカテゴリーに所属する。
- ④ 参加資格に違反や、その他不都合な行為があったときは、そのチームの出場を停止する。また、シーズン途中で試合を2度棄権した場合は、同チームのそれ以後の試合を没収し、同チームが関係する全ての試合結果を抹消する。尚、そのチームに対する処置は規律委員会で決定する。

第 17 条〔名称および所属エリア〕

出場チームにおけるチーム名および呼称(以下総称して「名称」という)、編成形態、協会登録団体名、所属エリアは別表のとおりとする。

※別表〔2021 出場チーム一覧〕

ディヴィジョン エリア								
D I	盛岡 中央	江南 義塾	遠野 2nd	専大 北上	盛岡商 2nd	G 盛岡 ユース	不来方	盛岡 市立
D II A	花巻東	遠野 3rd	市立 2nd	盛岡四	一関二	北上 翔南	水沢	大船渡
D II B	盛岡 誠桜	専北 2nd	盛岡北	中央 2nd	盛岡一	黒沢 尻北	一関一	水沢工
D III 北部	盛大 附属	盛岡三	岩泉・ 葛巻	福岡・福 工・大野	久慈・ 久慈東	盛岡農・ スコーレ		
D III 中部	盛岡南	花巻北	宮古	花巻南	花北 青雲	遠野 緑峰	岩手	
D III 南部	一関工	釜石	高田	釜石 商工	千厩	大船東 ・大槌		
D III サテライト	花巻東 2nd	中央 3rd	不来方 2nd	専北 3rd	誠桜 2nd	市立 3rd	盛岡北 2nd	江南 2nd

第 18 条〔所属 DIVISION〕

出場チームの所属DIVISIONは、前回シーズンの成績および下記の基準を適用して、実行委員会にて決定する。

- (ア) 協会登録が同一である複数チームは、同一DIVISION内に所属できないものとする。
- (イ) 複数チームの2ndチーム以下にも昇格権利を与える。ただし、複数編成の上位レベルのチーム成績を優先とする。
- (ウ) 合同チームには昇格の権利は与えない。
- (エ) 昇格権利を得る成績を収めたチームが前項に該当する場合は、次順位のチームに昇格の権利を与える。
- (オ) 新規参入する場合は、DIVISION: Ⅲから所属するものとし、複数チームの2ndチーム以下にも同様に適用する。
- (カ) 昇格権利を有するチームが昇格辞退を申請した場合は、次順位のチームに昇格権を与え、昇格辞退チームは当該カテゴリーへ残留とする。
- (キ) 上記の理由により、繰り上げで昇格権を得たチームが出た場合は、自動昇格とせず、上位DIVISIONの降格対象チームの中で最も順位の高いチームとの入れ替え戦を実施する。

第 19 条〔所属 DIVISION の入れ替え〕

次回シーズンの所属DIVISIONは、本リーグ戦成績により次のとおりとする。

- (ア) DIVISION: I の年間順位1位が「プリンスリーグ東北」への参入戦出場権を獲得する。
- (イ) DIVISION: II 各パートの年間順位1位のチームがDIVISION: I へ昇格する。
- (ウ) DIVISION: III の各エリア年間順位1位チームまたはプレーオフで勝利したチームがDIVISION: II へ昇格する。
- (エ) DIVISION: I の年間順位7位・8位がDIVISION: II へ降格する。
- (オ) DIVISION: II 各パートの年間順位7位および8位チームがDIVISION: III へ降格する。
- (カ) 前項DIVISION: III へ降格するチームのエリア(リーグ)は当該チームの所属エリアとする。
- (キ) 上記各リーグ間の昇格数については変更しない。ただし、降格対象順位は「プリンスリーグからの降格数」および「プリンスリーグ参入戦」の結果により下記のとおりとする。

次年度 D I 数	DIVISION- I からの降格チーム	DIVISION- II
-1	<u>7位は残留</u>	<u>各パート7位によるプレーオフで敗れたチームがDIVISION: III へ降格</u>
	<u>8位:「DIVISION- II へ降格」</u>	<u>8位がDIVISION: III へ降格</u>
±0	<u>7 & 8位がDIVISION: II へ降格</u>	<u>7位がDIVISION: III へ降格</u>
		<u>8位がDIVISION: III へ降格</u>
+1	<u>6位がDIVISION: II へ降格</u>	<u>各パート6位によるプレーオフで敗れたチームがDIVISION: III へ降格</u>
	<u>7 & 8位がDIVISION: II へ降格</u>	<u>7 & 8位がDIVISION: III へ降格</u>
+2	<u>5 & 6位がDIVISION: II へ降格</u>	<u>6位がDIVISION: III へ降格</u>
	<u>7 & 8位がDIVISION: II へ降格</u>	<u>7 & 8位がDIVISION: III へ降格</u>

第4節 選手登録および移籍

第20条〔協会の登録に関する規定の遵守〕

- ① チームは、協会が定める選手登録に関する規定を遵守し、同規定に従い協会への選手登録を事前に行わなければならない。
- ② チームは、前項の選手登録をしていない選手を本リーグ戦の試合に出場させてはならない。

第21条〔参加選手の出場資格〕

- ① 協会への選手登録を完了し、かつ本要項別条に定める〔選手等のi. LEAGUE登録〕を行った選手のみが、試合における出場資格をもつ。
- ② 出場チーム（協会登録団体）の選手として2種登録された選手はすべて出場資格を有する。
- ③ チームを出場させる協会登録団体の同一下部組織3種（JFAクラブ申請）登録選手にも、本リーグ戦への出場資格が与えられる。その場合も、本要項別条の〔選手等のi. LEAGUE登録〕を行うものとする。
- ④ 選手は、試合出場に際し、電子登録証または登録選手一覧をスマートフォン・タブレットで画面提示するかPCからの出力印刷による提示をしなければならない。ただし、顔写真の登録が必要となる。
- ⑤ 各チームでの登録できる外国籍選手の人数は、1チーム4名までとする。ただし、試合エントリーできる人数は、本要項別条〔外国籍選手〕による。

第22条〔選手等のi.LEAGUE登録〕

- ① 本リーグ戦に出場するチームは、次の事項を所定の方法により、実行本部が定める日までに、実行本部に届け出なければならない。【選手等エントリー申請書】
 - （ア）チーム呼称
 - （イ）編成形態〔単独/複数（1st・2nd・3rd・4thの別）/合同〕
 - （ウ）氏名（下記項目）
 1. 選手
 2. 監督
 3. 引率責任者
 4. キャプテン、マネージャー
 - （エ）その他、実行本部が指定する事項
- ② 前項による、本リーグへの選手登録は別条〔競争性確保のためのウィンドー（登録期間）設定の原則〕に定める登録期間（以下「ウィンドー」）のみ行うことができる。

第 23 条〔選手の i.LEAGUE 登録における二重登録の制限〕

- ① 本リーグ戦に選手が登録できるチームとは、本要項別条〔参加チームの編成形態〕におけるチームのいずれか一つである。
- ② 前項①はゴールキーパーとして出場する場合においては適用しない。
- ③ 「プリンスリーグ東北」に登録している選手は、その登録団体の1stチーム登録とみなし、前①②項を適用する。

第 24 条〔競争性確保のためのウィンドー（登録期間）設定の原則〕

- ① 本リーグ戦は、大会の公平な競争性を確保する観点から、本リーグ戦の上位リーグ（プレミア・プリンス各リーグ）とウィンドーを同時期に設定する。
- ② 設定ウィンドーは下記のとおりとする。

Window	期日	内容
第1W	～2月末日	同期オープンリーグ:「プリンス」 U18・U17のi.LEAGUE 登録
猶予 期間	開幕戦 ～第2ウィンドー最終日	この期間は U16 選手は「登録外エントリー選手」として試合出場可 ※協会登録済みの証明は必要 ※ブロック選手制限あり
第2W	4/27(火)～30(金)	U16のi.LEAGUE 登録○ ※同期オープンリーグ:「プリンス」 追加登録○／登録移籍○／昇格移籍○／降格移籍○※ブロック選手制限あり
第3W	5/10(月)～12(水)	同期オープンリーグ:「プレミア・プリンス」 追加登録○／登録移籍○／昇格移籍○／降格移籍▼※ブロック選手制限あり
第4W	7/12(月)～14(水)	同期オープンリーグ:「プリンス」 追加登録○／登録移籍○／昇格移籍○／降格移籍▼※ブロック選手制限あり ※ 新規協会登録者については、ウィンドー期間でなくても追加登録可

第 25 条〔追加登録の定義〕

本リーグ戦における追加登録とは、「本年度（年度途中も含む）、当該チームの選手として協会登録をしていない未登録選手が、リーグ参加中のチームに追加登録すること」をいう。

第 26 条〔追加登録の制限および手続き〕

- ① 本リーグ戦に追加登録する場合は、本要項別条〔選手等の i. LEAGUE 登録〕において設定されている各ウィンドー期間に実行本部の定める手続きを行うものとする。
- ② 本リーグ戦に追加登録する選手は、事前に協会登録手続きを完了した者のみとする。

【追加登録に係る補足資料】

追加登録の定義 (ケース)	登録前チーム	追加登録チーム	必要書類(手続き)	
			協会	本リーグ戦
選手1	本リーグ戦不参加の Zチーム	本リーグ戦参加中の Aチーム	Z: 登録抹消 A: 追加登録	Z: 不要 A: 追加届
選手2	* 未登録(無所属)	本リーグ戦参加中の Aチーム	A: 追加登録	A: 追加届

第 27 条〔チーム移籍の定義〕

- ① 本リーグ戦における移籍とは、選手が現在出場しているチーム(i. LEAGUE参加の複数チーム間を含む)を脱退し、別のチームに所属変更することをいう。
- ② 本リーグ戦におけるチーム移籍の種類とは次(ア)(イ)(ウ)の場合とする。
 - (ア) 協会登録上、異なる団体間で所属変更する場合。【登録移籍】
 - (イ) 協会登録上、同一団体内の複数チーム間で所属変更する場合で、「上位レベルのチーム」から「下位レベルのチーム」へ変更する場合。【降格移籍】
 - (ウ) 協会登録上、同一団体内の複数チーム間で所属変更する場合で、「下位レベルのチーム」から「上位レベルのチーム」へ変更する場合。【昇格移籍】
- ③ 前項の「上位レベルのチーム」とは「プリンスリーグ東北」に所属しているチームを含むものとする。

第 28 条〔チーム移籍の降格制限および手続き〕

- ① 本リーグ戦は、大会の公平な競争性を確保する観点から、本要項別条〔チーム移籍の定義〕における②(イ)の〔降格移籍〕について制限を設定する。
 1. 協会登録上、同一団体内の複数チーム間で所属変更する場合、所定期間内における出場時間数上位 13名及び GK 1名については降格移籍を認めないものとする。(以下「ブロック選手」)
ただし、第2ウィンドーまでのブロック選手14名は各チームが選出する。
 - (ア) 第3ウィンドーで移籍制限の基準となる出場時間
〔開幕戦～第3ウィンドー前日までに開催された試合〕
 - (イ) 第4ウィンドーで移籍制限の基準となる出場時間
〔開幕戦～第4ウィンドー前日までに開催された試合〕
 2. 上記1. については「プリンスリーグ東北」に所属しているチームの選手にも適用し、本リーグへの移籍(追加登録)に制限を設定する。なお、その場合の「ブロック選手」とは「プリンスリーグ東北」の実施要項によるものとする。
 3. GKに関しては、出場時間でブロックせずに、(ア)～(イ)の各期間ごとにチームが自由にブロック選手を1名選出する。
- ② 本要項別条〔チーム移籍の定義〕第2項の移籍の種類〔ア: 登録移籍〕については、事前に協会への移籍手続きを完了した後に本リーグ戦における移籍の手続きをおこなわなければならない。

【移籍に係る参考資料】

移籍の定義(ケース)	移籍元チーム	移籍先チーム	必要書類(手続き)	
			協会	本リーグ戦
ア〔登録移籍〕	Aチーム	Bチーム	移籍元:登録抹消 移籍先:追加登録	不要
イ〔降格移籍〕	Aチーム1st	Aチーム2nd	不要	不要
ウ〔昇格移籍〕	Aチーム2nd	Aチーム1st	不要	不要

第 29 条〔登録外選手のエントリー出場〕

- ① 上位リーグ・カテゴリーのブロック選手を除くすべての選手が登録外選手としての権利を有し、i. LEAGUE 登録の所属以外のチームの試合へ出場できるものとする。
- ② 本リーグ戦の開幕戦から第2ウィンドー最終日までに行われる試合には、U16選手は、登録外選手としての権利を有し、試合へ出場できるものとする。
- ③ 前項①および②について、人数制限なくエントリーできるものとする。
- ④ 所属外複数チームの試合へ出場する場合は、試合当日のメンバー提出用紙と協会登録チームの所属であることを証明する「選手証」を添えて、届け出るものとする。

第5節 競技場

第30条〔競技場の確保と維持〕

チームは、次条以下に定める要件を具備する競技場を確保し、良好な状態で主管ゲームを実施し得るよう、これを維持管理する責任を負う。

第31条〔競技場〕

- ① 試合会場の球技場は原則として、次の各号の条件を満たすものでなければならない。
 - (ア) ピッチは、天然芝であり、縦長 105m、横幅 68m であること
 - (イ) 第1号の天然芝会場が確保できない場合に限り、人工芝、クレー会場での試合開催を認めるものとする
 - (ウ) ピッチの外側周囲には、すべて 1.5m 以上の芝生部分を確保すること(したがって、縦長 108m 以上、横幅 71m 以上の芝生部分を確保すること)
 - (エ) ゴールのポストおよびバーは白色かつ丸型(直径 12cm)で、埋込式その他 i リーグが安全性を認定したものであり、鉄製その他ボールを反発するような補強材を使用しないこと。
 - (オ) 前項のゴールポストが準備できない場合に限り、角型や鉄製ゴールでの試合開催を認めるものとする。
 - (カ) ラインは幅 12cm とし、明瞭に引くこと。
- ② フィールド(ピッチおよびその周辺部分)には、選手のプレーに影響を与え、または危険を及ぼすおそれのある物は一切放置もしくは設置してはならない。
- ③ 各チームは、良好な状態で主管ゲームを実施し得るよう、上記の競技場の整備・管理に最善の努力をしなければならない。

第32条〔競技本部〕

- ① 競技本部は原則として、ピッチのタッチラインから5メートル以上離れ、かつ本部中央がハーフウェイラインの延長線上の位置に設置すること。
- ② 競技本部は原則としてtentを設置し、次の設備を用意すること。

【本部設営に係る補足資料】

競技本部へ準備するもの	主管要員	記録係	担架要員	審判員	予備席	合計
イス	2	2	4	3	4	15
長机	1	1	***	2	1	5
担架	***	***	1~2	***	***	1~2
筆記用具／ストップウォッチ	1	1	***	***	***	2

第 33 条〔競技場付帯設備〕

試合会場の球技場は、原則として次の各号の付帯設備を備えることが望ましい。

- (ア) 更衣室(ホーム・ビジター各チームおよび審判員について各々別個に用意されている)
- (イ) 医務室またはピッチに隣接し、医務室におけるものと同様の手当を行える場所を備えている

第 34 条〔ベンチとテクニカルエリア〕

- ① ベンチは原則として、ピッチのタッチラインから 5 メートル以上離れ、かつ、その一端がハーフウェイラインから 10 メートル以内に懸かる位置に設置すること。
- ② 原則としてベンチの前面(ピッチ側)には、テクニカルエリアを設置する。
- ③ ベンチにはtentを設置することが望ましい。
- ④ ベンチサイドは、対戦カードの左側を競技本部からピッチに向かって左側に設置するものとする。

第 35 条〔医事運営〕

主管チームは、次の各号のとおり医事運営を行わなければならない。

- (ア) 医務室またはピッチに隣接し、医務室におけるものと同様の手当を行える場所には、救急用機器および医薬品を備えること。
- (イ) 試合の開催に先立ち、競技場で生じる重度の外傷および疾病に対処するため、あらかじめ救急移送病院を確保しておくこと。
- (ウ) 自動体外式除細動器(AED)の設置が望ましい。会場の形状によるが、事故が発生した場合に即座に対応できるような本部機能を有する場所(本部諸室、ピッチ脇など)に配備をすること。なお、選手のみならず、審判や運営役員、観客に至るまでその適用範囲を広げて対応できるようにしておく。

第 36 条〔競技場における告知等〕

主管チームは、試合の前後およびハーフタイムに、次の各号の事項の告知を行うことができる。

- (ア) 次の試合の予定
- (イ) 他の試合の途中経過および結果(得点者および得点時間を含む)
- (ウ) 前各号のほか、リーグ実行本部の承認を得た事項

第 37 条〔悪天候の場合のピッチ整備の義務〕

主管チームは、降雪または降雨等、悪天候の場合であっても、可能な限りピッチを整備し、その競技場での試合を実施することができるよう最善の努力をしなければならない。

第6節 試合

第38条〔リーグ構成〕

リーグ構成はレベル別に下記のとおりとする。

- (ア)【 DIVISION: I 】 全県をエリアとする8チーム
(イ)【 DIVISION: II 】 全県をエリアとする16チーム(2パート8チームに分割)
(ウ)【 DIVISION: III 】 ①全県を3エリアに分割した3エリアごとの参加チーム数(1stチーム)
②全県をエリアとする複数チームの参加チーム数(2nd、3rd チーム)
※①と②は同一ブロックとしない

第39条〔大会方式〕

- ① DIVISION: I セントラル方式による8チーム2回戦総当たり
② DIVISION: II セントラル方式による8チーム2回戦総当たり
③ DIVISION: III セントラル方式による各チーム数による2回戦総当たり

【試合実施に関わるガイドライン】

ディヴィジョン エリア	D I	D II A	D II B	D III 北部	D III 中部	D III 南部	D III サテライト
大会方式 (C:セントラル)	C	C	C	C	C	C	C
対戦形式	2回戦 総当たり	2回戦 総当たり	2回戦 総当たり	2回戦 総当たり	2回戦 総当たり	2回戦 総当たり	2回戦 総当たり
開催時の会場数 (節あたり)	2面	2面	2面	1面	1面	1面	2面
1会場あたりの 1日試合数	2	2	2	3	2~3	3	2

第40条〔試合の主催および主管等〕

- ① 試合は、公益社団法人岩手県サッカー協会が主催し、iLEAGUE実行委員会が主管する。
② iLEAGUE実行委員会は、試合の主管業務を出場チームに委譲する。

第 41 条〔競技規則〕

試合は、すべて国際サッカー連盟(FIFA)および協会の競技規則に従って実施される。ただし、選手の交代は、本要項別条〔選手の交代〕による。

第 42 条〔試合エントリー選手の人数〕

試合にエントリーできる選手の人数は、別条〔選手等の iLEAGUE 登録〕を完了した選手の中から、各節1チーム 20 名以内とする。

第 43 条〔外国籍選手〕

各試合にエントリーできる外国籍選手の人数は、1チーム 2 名以内とする。

第 44 条〔選手の交代〕

試合中の選手の交代は、次の各号のとおりとする。

- (ア) 選手の交代は、5名以内とする
- (イ) 途中交代して一旦退いた選手は、その試合に再び出場することができない。(第3種登録選手においても同様とする。)

第 45 条〔ユニフォーム〕

- ① ユニフォーム（シャツ・ショーツ・ストッキング）については、正の他に副として、正と色彩が異なり判別しやすいユニフォームを用意し、各試合に必ず携行すること（FP・GK 用共）。
- ② 選手番号は、試合ごとに変更することができる。
- ③ 選手番号については、「0 番」を除く整数番号とする。
- ④ ユニフォームへの広告表示については（財）日本サッカー協会「ユニフォーム規程」に基づき承認された場合のみこれを認める。ただし（公財）全国高等学校体育連盟加盟チームは連盟規定によりこれを認めない。
- ⑤ その他の事項については本協会「ユニフォーム規程」に則る。
- ⑥ チームのキャプテンは、キャプテンであることを明確に表示するアームバンドを着用しなければならない。

第 46 条〔フィールド内のチーム要員〕

- ① フィールド上に用意されたチーム用ベンチには、「メンバー提出用紙」に記載された役員・チームスタッフ 7 名ならびに、別条〔試合エントリー選手の人数〕に定める届出を行った選手のうち交代選手 9 名の合計 16 名が着席できる。
- ② ベンチ内での喫煙および通信機器の使用は禁止する。(テクニカルスタッフ間での無線通信システムの使用は除く。ただし、出場停止、退場処分を受けた監督、選手を含むテクニカルスタッフについては、無線通信システムの使用も認めない。)
- ③ チームは、協会・実行委員会の決定により、ベンチ入りを停止された者、出場停止処分を受けた者、または試合中に主審により退場もしくは退席を命じられた者をベンチ入りさせてはならない。
- ④ 退席を命じられたチームスタッフは、フィールド内に留まってはならず、選手等への指示を出してはならない。また協会・本リーグ、もしくは所属連盟などの決定によりベンチ入りを停止されたチームスタッフは、ピッチ周辺(常設観客席があるスタジアム等施設は、この観客席を除く)に立ち入ってはならない。
- ⑤ 主審が選手の負傷等により試合を中断し、チームスタッフの立ち入りを認める旨の合図をした場合には、チームスタッフ 2 名に限りピッチ内に立ち入ることができる。ただし、このスタッフは可及的すみやかに負傷の程度を判断したうえピッチ外に退去しなければならない。
- ⑥ 前各項に違反する行為は、主審により排除されるものとし、試合終了後に主審から報告を受けた規律フェアプレー委員会により処分を決定される。

第 47 条〔テクニカルエリアの使用〕

テクニカルエリアでは、あらかじめ【メンバー提出用紙】に記載されたチームスタッフのうち、その都度ただ 1 名のスタッフのみが、試合中テクニカルエリア内において、指示を出すことができる。なお、必要な場合は通訳が同行し、指示を与えることを認める。

第 48 条〔試合の勝敗の決定〕

試合は、90 分間(前後半各 45 分)で、勝敗が決しない場合には、引き分けとする。

第 49 条〔年間順位の決定〕

- ① 本リーグ戦の年間順位は、全試合が終了した時点での勝点(勝利 3 点、引き分け 1 点、敗戦 0 点)の合計が多いチームを上位として決定する。ただし、勝点が同一の場合は、次の各号の順序により順位を決定する。
 - (ア) リーグ戦全試合のゴールディファレンス(得失点差=総得点-総失点)
 - (イ) リーグ戦全試合の総得点数
 - (ウ) 当該チーム間の対戦成績(イ. 勝点 ロ. 得失点差 ハ. 総得点数)
 - (エ) 反則ポイント ※本要項別条〔表彰〕を参照
 - (オ) 抽選

- ② 年間順位とは各DIVISIONおよび各リーグ内における順位を意味するものとする。
参考: DIVISION-Ⅰ 第1位…、DIVISION-Ⅲ(北部)第1位…
- ③ 出場チームはすべての試合を実施した上で最終順位を決定することを原則とし、全試合を消化しなかったチームの順位は実行委員会にて審議決定する。
- ④ シーズン途中で退会したチームは抹消されるため、最終順位を与えないものとする。

第 50 条〔審判員〕

- ① 本リーグ戦の試合における審判はチームに割り当てるものとし、チームは試合に帯同した4級(ユースを含む)以上の審判員でこれを行うこととする。
- ② 審判員は原則として、キックオフ時刻の70分前までに競技場に到着しなければならない。
- ③ 試合の当該チームに登録された選手またはチームスタッフが、その試合の審判員となることを認めない。
- ④ 審判員に本リーグ会計より審判日当を支給するものとし、その額は本要項別条〔日当〕による。
- ⑤ 審判員に本リーグ会計より旅費を支給するものとし、その額は本要項別条〔旅費〕による。ただし、本リーグ戦出場チームに所属し、同日同会場で試合が組まれているものが主審または副審を担当した場合は支給しない。

第 51 条〔試合球〕

- ① 本リーグ戦の試合球は、実行本部が、協会検定球の中から認定する。
- ② 主管チームは、キックオフ時刻の80分前までに前項の試合球を6個以上用意する。
- ③ 本リーグ戦はマルチボールシステムを採用する。

【ボール使用に係る補足資料】

セミマルチボール 実施方法	用意するチームと ボール数	準備		試合中の配置		
	主管チーム	時刻	場所 (管理)	ボール パーソン	競技本部	ピッチ内 (試合球)
	6個	キックオフ 80分前	競技本部 (主管)	4～6	1	1
2021 使用球	カテゴリー	メーカー	品 名		品 番	
	DIVISION:Ⅰ	モルテン	ペレーダ5000(芝用)		F5L5000	
	DIVISION:Ⅱ・Ⅲ	モルテン	ペレーダ5000(芝用) ペレーダ5000(土用)		F5L5000 F5L5001	

第 52 条〔主管チームの責任〕

- ① 主管チームは、選手、審判員、役員および観客等の安全を確保する義務を負う。
- ② 主管チームは、観客が試合の前後および試合中において秩序ある適切な態度を保持するよう努める義務を負う。

第7節 運営

第 53 条〔リーグ戦の開催期間〕

本リーグ戦における試合は、原則として4月から9月までとし、最終節の試合は9月第4日曜日までに完了するように設定しなければならない。

第 54 条〔リーグ戦の日程〕

- ① 本リーグ戦における試合の日程は実行本部で定め、原則として土曜日または日曜日に開催されるものとする。
- ② 本リーグ戦における試合日が2日間連続しないこととする。

第 55 条〔試合日程の遵守〕

チームは、実行本部により定められた試合開催日、キックオフ時刻および開催地等の試合日程を遵守しなければならない。

第 56 条〔試合の日時または場所の事前変更〕

- ① 試合の開催日、キックオフ時刻または開催地の変更は、次の手続きに従い事前に変更することができる。
 - (ア) 変更は当該試合の主管チームがリーグコミッショナーに対し、原則として変更しようとする開催日の2週間前までに申し入れるものとする。
 - (イ) リーグコミッショナーは変更の可否を判断し、変更しようとする3日前までに当該リーグの各チームおよび県協会へ報告し、HP上にて告知する。
- ② 前項の手続きが行われない場合、変更される試合の当該チームは、当該変更を拒否することができる。
- ③ やむを得ない特別の事情がある場合、実行本部長(リーグプロデューサー)はその権限において、前項の規定に関わらず開催の日時または場所を変更することができる。

第 57 条〔特別の事情による変更〕

本リーグ戦に出場するチームは、協会または実行委員会において特別の事情があると判断した場合には、日程等の変更に応じなければならない。

第 58 条〔主管責任者〕

- ① 本リーグ戦の試合を運営するにあたり主管チームは主管責任者をおき、これを行う。
- ② 主管責任者は原則として、キックオフ時刻の 100 分前までに競技場に到着しなければならない。
- ③ 主管責任者は原則としてチームスタッフとしてベンチに入ることができない。
- ④ 主管責任者に本リーグ会計より主管日当を支給するものとし、その額は本要項別条〔日当〕による。
- ⑤ 主管責任者には旅費は支給しない。
- ⑥ 試合の運営にあたっては、主管責任者がその試合の一切の責任を負う。

第 59 条〔試合当日における延期を含む中止および中断の決定〕

- ① 試合当日の延期を含む中止の判断は、主審が主管チームおよび当該チームの監督と協議のうえ決定する。ただし、主審が到着する前にやむを得ない事情により試合を事前中止または開始遅延する場合は、主管チームが原案を作成し、リーグコミッショナーと協議のうえ決定する。なお、荒天による試合中断の場合はこの限りではない。
- ② 試合が中止となった場合は、リーグコミッショナーがその再試合の日程・会場等について主管チームと協議のうえ決定し、当該リーグ内全チームおよび県協会に報告し、HP 上にて告知する。
- ③ 主審が試合の中断を決定した場合、主管チームは試合を再開することができるよう最善の努力を行わなければならない。

第 60 条〔競技場への到着〕

双方のチームは原則として、キックオフ時刻の 80 分前までに競技場に到着しなければならない。

第 61 条〔キックオフ時刻等の厳守〕

- ① いずれのチームも、あらかじめ定められたキックオフ時刻を厳守しなければならない。
- ② 不可抗力によりキックオフ時刻を遅らせる場合は、主審の事前の承認を得なければならない。
- ③ いずれか一方のチームがキックオフ時刻に競技場に現れない場合、相手チームは 45 分間、待機する義務を負う。
- ④ 後半のキックオフ時刻は、前半のキックオフ指定時刻の 60 分後とする。ただし、前半のアディショナルタイム等が 5 分を超えた場合、超えた分だけ後半のキックオフ時刻を遅らせることとする。

第 62 条〔敗戦とみなされる場合〕

試合が一方のチームの責に帰すべき事由により開催不能または中止となった場合には、その過失あるチームは、所属リーグ内におけるその時点での全対戦成績における最大得失点差を仮の失点数としたスコアで敗戦したものとみなされる。この中止となった対戦スコアは全リーグ戦終了後に、全対戦成績における最大得失点差のスコアに置き換えられ、そのスコアで最終的な対戦成績は確定されるものとする。

第 63 条〔メンバー提出〕

- ① 双方のチームは、キックオフ時刻の 80 分前までに所定の用紙に必要事項を記入し、試合エントリー全選手の選手証とともに競技本部へ提出し、試合エントリーを完了しなければならない。【メンバー提出用紙】
- ② 登録外の選手をエントリーする場合は、前項のメンバー提出用紙の提出とあわせて、登録チームの所属であることを証明する「選手証」を提出しなければ、出場は認められないものとする。
- ③ 試合エントリー完了後からキックオフ時刻までの間における選手の変更は、練習中の負傷または急病等やむを得ない事情があり、かつ、主審の承認を得た場合に限り認められる。なお、この条項によって認められる選手の変更は次の各号の通りとする。
 - (ア) 先発選手の場合、控え選手を先発選手に変更し、新たな選手を控え選手として補充することができる。当該先発予定選手を控え選手に変更することはできないが、ゴールキーパーについては例外として認める
 - (イ) 控え選手の場合、新たな選手を補充できる。ただし、補充する選手は当該チームの選手として登録された選手の中からとし、登録外エントリーで補充できないものとする。

第 64 条〔主管チームの確認事項〕

- ① セントラル方式における主管チームは、選手証により、選手のその試合における出場資格を確認しなければならない。
- ② 主管チームは、メンバー提出用紙の記載事項を確認し、もしこれに不備があれば、そのチームに差し戻し、修正させなければならない。
- ③ 主管チームが試合の当該チームとなる場合は、上記確認は原則として主審が行う義務を負うものとする。

第 65 条〔不可抗力による開催不能または中断〕

試合が不可抗力により開催不能または中断となった場合、当該試合の取り扱いについては、次の各号からリーグコミッショナーが決定する。

- (ア) 90 分間の再試合
- (イ) 中断時点からの再開試合
- (ウ) 中断時点での試合成立(後半 30 分以降は成立)

第 66 条〔開催不能または中止となった試合の記録〕

開催不能または中止となった試合の出場および得点の取り扱いについては、次の各号に定める。

- (ア) 90 分間の再試合の場合は記録されない。ただし、警告・退場による出場停止処分の消化については大会規律・フェアプレー委員会に委ねられるため、記録としては残る場合がある。
- (イ) 中断時点から試合を再開する場合は、中断時点までの記録を継承したうえで、再開試合を行い、当該再開試合が終了し試合が成立した時点で記録される。
- (ウ) 中断時点で試合が成立した場合は当該試合が記録される。

第 67 条〔補助係員〕

- ① 主管チームは、試合実施を円滑に進行することに努めるため、原則として次の各号の補助係員を競技本部および競技場におき、その業務を行うものとする。なお、(ウ)～(オ)は兼ねることができる。

(ア) ボールパーソン	4名(①②ゴール裏・③④ベンチの反対側タッチライン)
(イ) 記録係	2名(試合記録業務・記録用紙の作成・審判報告書等の対応)
(ウ) 担架要員	4名(担架は最低 1 台用意しておくことがのぞましい)
(エ) 受付・交代係	1 名(80 分前メンバー提出用紙受付・内容確認・交代選手受付・告知)
(オ) 経理	1 名(会場使用料・審判日当・必要消耗品等の準備・支払)
- ② 前項(イ)・(ウ)は試合の当該チームに委託することができるものとする。

第 68 条〔マスコミおよび一般観客対応〕

- ① 試合におけるマスコミ対応は、原則として次のとおりとし、主管チームが対応する。

(ア) カメラ(スチールおよびテレビ)による撮影およびペン記者の取材場所を指定する。
(イ) 要望があれば、試合終了後の監督および選手は記者の取材に応じる。
- ② 主管チームは一般の観客の観戦および応援場所を指定し、安全確保に努める。

第 69 条〔公式記録〕

- ① 主管チームは、所定の用紙により試合記録を作成し、試合終了後、内容確認のため主審および両チームの署名をうける。【公式記録用紙】
- ② 公式記録の原紙は実行委員会が保管する。

第 70 条〔試合結果速報と運営報告〕

- ① 主管チームは、試合終了後可及的すみやかに、実行本部が指定する専用サイト(Goal Note)へ前後半のスコアを入力しなければならない。
- ② 主管チームは、試合運営に係る次の書類を作成し、試合終了後、1 週間以内に記録担当者へ FAX 送信しなければならない。

(ア) 公式記録用紙(A4に縮小)
(イ) 審判報告書(重要事項は退場者が出た場合のみ)
- ③ 主管チームは、試合運営に係る次の書類を作成し、試合終了後、2週間以内に会計担当者へ提出しなければならない。

(ア) 運営経費決算書
(イ) 運営受領書
(ウ) 領収書原本(台帳に添付)

第 71 条〔主管チームの仮払い負担による試合運営の原則〕

- ① 本リーグ会計で負担すべき試合開催に要する経費は、主管チームが仮払いで負担・現金支給し、後日、試合決算・報告書類を各エリア会計担当者が確認のうえ主管チームへ直接手渡しにて後払い処理とする。
- ② 試合の開催に要する経費仮払いの際は、すべて協会として処理・支払いする

【支払いに係る補足資料】

処理・支払団体名(領収書宛名)	(公社) 岩手県サッカー協会
-----------------	----------------

第 72 条〔試合開催および本リーグ会計等〕

- ① 試合開催に要する次の経費については、本リーグ会計から支給する。

(ア) 主管責任者の主管日当	別表に準じる
(イ) 審判員の旅費および審判日当	別表に準じる
(ウ) 競技場使用料(照明使用料・付帯設備使用料等を含む)	実費
(エ) その他試合開催に係る臨時経費	実費(実行本部へ要確認)
- ② 試合開催に要する次の経費については、チーム負担とする。

(オ) 審判員・主管責任者およびチーム関係者の飲料	
(カ) 用紙類の印刷・コピー費	
(キ) その他、チームの責に帰すべき出費	
- ③ リーグ運営に要する次の経費については、本リーグ会計から支給する。

(ク) 役員の旅費および会議日当	別条〔日当〕に準じる
(ケ) 役員の宿泊費	別条〔旅費〕に準じる
(コ) 会場使用料(付帯設備使用料等を含む)	実費
(サ) その他、臨時経費	実費(実行本部判断)
- ④ リーグ実行本部業務に要する次の経費については、本リーグ会計から支給する。

(シ) 実行本部業務に必要な諸経費	実費
(ス) 他、必要経費	実行本部で別に定める

第 73 条〔日当〕

本リーグの試合に必要な審判員、役員ならびにリーグ運営に必要とされる所定の会議に出席する役員および実行本部役員等の事業実施に応じ、次の基準で本リーグ会計より日当を支給する。

【日当支給額】

	主審	副審
①：審判日当（1 試合）	¥3,000	¥500
②：主管日当（1 試合）	¥1,000	
③：会議日当（1 日）	¥1,000	

第 74 条〔旅費〕

- ① 本リーグの試合およびリーグ運営に必要な会議等における役員等の交通費・宿泊費は、次の基準により本リーグ会計より支給する。
 - (ア) 宿泊費は、1泊につき金 8,000 円以下とする。ただし、最寄り駅から会場地までの距離が往復 100km 以上のときは前泊を認め、特別の事情があるときは後泊も認める。
- ② 交通費は、次の基準により支給する。
 - (ア) 往復 500 円を超えない場合、一律金 500 円とする。
 - (イ) 往復 500 円を超える場合は、実費精算とする。
 - (ウ) ただし、上記基準は以下の交通手段の利用を前提とする。片道 100km 未満のときは、在来線の普通車の利用を原則とし、片道 100km 以上のときは、これに加え、在来線の特急列車および寝台列車ならびに新幹線の普通車指定席の利用を認める。なお、タクシーの利用については原則として認められないが、不可避の場合はこの限りではない。
 - (エ) 前項の交通機関によりがたい場合は、私用車利用として往復走行距離数(km)に 1km あたり20円を乗じた金額を支給する。
- ③ 本リーグの試合における審判員の交通費は下記の表の通り補助する。
 - (ア) 片道キロ数は居住地(住所)から会場までの距離を goo 地図のルート検索(自動車)を用いて最短キロ数を計算する。小数第1位を四捨五入する。
 - (イ) 審判員を担当する先生が生徒を同乗させて会場に来る場合は、交通費補助は先生のみを支給する。

片道キロ数	～14	15～24	25～34	35～44	45～59	
補助額	なし	500 円	1,000 円	1,500 円	2,000 円	
片道キロ数	60～74	75～89	90～109	110～129	130～149	150～
補助額	2,500 円	3,000 円	3,500 円	4,000 円	4,500 円	5,000 円

- ④ 本条項に定めのない事項については、協会の「旅費規程」を準用する。

第 75 条〔参加料〕

- ① 本リーグ戦へチームを参加させる協会登録団体は実行委員会に対し、開幕戦の翌日から5月末日までの期間に、所定の参加料を納入しなければならない。
- ② 納入する参加料は実行委員会にて毎年度設定する。
- ③ 本リーグ戦の第1節終了後に退会した場合、前項の参加料は返金しないものとし、退会が納入日以前であっても、その義務を免除されるものではない。

【2021年度 参加料】

本リーグ戦参加料	DIVISION: I	DIVISION: II	DIVISION: III
	¥50,000	¥40,000	¥30,000

第 76 条〔退場処分〕

退場処分を受けた選手は、規律フェアプレー委員会の決定があるまで出場を停止される。また、退席処分を受けたチームスタッフについても同様とする。

第 77 条〔警告・退場による出場停止処分等〕

- ① 累積された警告による出場停止処分は、規律フェアプレー委員会が定めるところによる。
- ② 出場停止となる警告累積回数は3回とする。なお詳細は下記のとおり。
 - (ア) 警告累積による出場停止
 - 警告累積が本リーグ戦で 3 回に達した場合は、本リーグ戦の直近の 1 試合が出場停止となる。
 - 警告累積による出場停止を繰り返した場合は 2 試合の出場停止となる。また、警告累積による出場停止を 3 回以上繰り返した場合も 2 試合の出場停止となる。
 - (イ) 一つの試合で複数の処分を受けた場合
 - 1 試合に 2 回の警告を受けた場合、この警告は累積には算入されない。
 - 1 試合で警告を受けた後にさらに退場処分を受けた場合は、この警告は累積に算入される。
 - (ウ) 警告累積による出場停止の当該試合
 - 警告累積による出場停止は、本リーグ戦以外には適用されない。
 - (エ) 警告累積による出場停止と他の出場停止の関係
 - 警告累積による出場停止と退場(1 試合警告 2 回による退場を含む)による出場停止は同時に科される。たとえば、本リーグ戦のある試合で、累積 3 回目となる警告を受け、さらに退場処分を受けた場合、出場停止となる試合数は、“警告累積による 1 試合、および退場処分に対する停止試合数”となる。
 - 警告累積による出場停止と退場(1 試合警告 2 回による退場を含む)による出場停止が同時に科された場合は、退場による出場停止が先に適用される。但し、本リーグ戦の残り試合よりも出場停止の試合数が多い場合は、規律・フェアプレー委員会で審議される。
- ③ 退場(1 試合警告 2 回による退場を含む)による出場停止は下記のとおりとする。
 - (ア) 退場による出場停止
 - 退場による出場停止については、規律・フェアプレー委員会で処分が決定されるが、処分が決まる前でも退場を受けた次の 1 試合は自動的に出場停止となる。
 - (イ) 退場(1 試合警告 2 回による退場を含む)による出場停止は本リーグ戦以外には適用されない。但し、本リーグ戦で消化できない場合は、リーグ終了後、直近の公式試合で順次消化する。
 - (ウ) 退場による出場停止につき、一つの大会(本リーグ戦も含む)で懲罰基準の同一項目による処分を繰り返し受けた場合は、同基準に定める出場停止試合数の 2 倍となる。※下表参照
- ④ 移籍した場合についても、警告の累積は消えないものとする。
- ⑤ 警告の累積は年間を通じて合算する。

【補足資料】

懲罰基準の項目	2 度繰り返した場合	3 度繰り返した場合
1 試合警告 2 回による退場	2 倍	2 倍
1 試合の出場停止処分に相当する退場		
他の選手、監督、コーチ、役員、職員その他の競技に立ち会っている関係者(以下、「選手等」という)に対する暴行・脅迫および一般大衆に対する挑発行為	2 倍	規律・フェアプレー委員会にて審議
主審および副審に対する侮辱または公然の名誉毀損行為		
主審および副審に対する傷害の意図のない乱暴な行為		

第 78 条〔表彰〕

- ① 公益社団法人岩手県サッカー協会は、本リーグ戦に関し、チーム等の表彰を行う。
- ② DIVISIONごとに年間順位を決定し、次のとおり授与する。
 - (ア) DIVISION: I 1 位 優勝カップ(リーグ終了から1年間保持せしめる)
 - (イ) 各DIVISIONの1位から3位 賞状
- ③ 各リーグにおいて全節試合を消化したチームの中で、反則ポイントの年間合計数が15ポイント以下の反則ポイント数最少チームをフェアプレー賞として表彰する。(ただし、上記 1 位～3 位を除く。ポイント数が同率の場合は、順位の上位チームを受賞チームとする。)なお、反則ポイントの計算は、退場1回につき3ポイント(同一試合における警告2回による退場も同様とする)、警告1回につき1ポイント、出場停止1試合につき3ポイントとして加算する。
- ④ 各リーグにおいて全節試合を消化したチームの中で、最多得点者を得点王として表彰する。最多得点者が複数名いる場合は、その全員に対し、表彰する。
- ⑤ その他の賞は実行本部の定めるところによる。

第 79 条〔不可抗力による試合中止等の場合の費用の負担〕

すでに何らかの経費の発生している試合が、不可抗力により開催不能または中止となった場合には、発生した本要項第 72 条〔試合の費用負担等〕各号の費用は iLEAGUE 実行委員会が負担する。

第 80 条〔帰責事由あるチームの費用の補償〕

チームの責に帰すべき事由により試合が開催不能または中止となった場合、当該チームは試合開催準備等に関わり発生した本要項別条〔試合の費用負担等〕各号までの費用を補償しなければならない。

第 81 条〔公衆送信権〕

- ① iLEAGUE 公式試合の公衆送信権(テレビ、ラジオ放送権、インターネット送信権その他一切の公衆送信を行う権利を含む。以下「公衆送信権」という)はすべて公益社団法人岩手県サッカー協会に帰属する。
- ② iLEAGUE 公式試合の公衆送信権料は別途、公益社団法人岩手県サッカー協会が定めるところによる。
- ③ 前項の公衆送信権料は、別途定める基準によりすべて本リーグ戦へ配分するものとする。

第 82 条〔遠征費用〕

- ① チームの遠征(試合参加)に要する交通費等の必要経費は、すべてチームで負担するものとする。
- ② 試合においては、日帰りを原則とする。

付則〔適用範囲〕

- ① 本規程は、公益社団法人岩手県サッカー協会 iLEAGUE 実行委員会において改廃できる。
- ② 本要項は、2021年度(シーズン19)大会に適用する。

以上